

、電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-8 番号案内機能等

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-8 番号案内機能等

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(5) (略) (略)	(略)	(略)	(略)

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)～(5) (略) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに 23円	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(番号案内先への通信実現機能に関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-8(番号案内機能等)第6欄に規定する網使用料については、平成19年4月以降当社の準備が整い次第適用を開始するものとします。

(番号案内先への通信実現機能の精算に関する特例措置)

3 当社は、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-8(番号案内機能等)第6欄に規定する網使用料の適用開始日(以下、この附則において「適用開始日」といいます。)から平成20年3月31日までの原価に基づいて番号案内先への通信実現機能に係る網使用料を変更したときは、第74条(網使用料等の精算)の規定にかかわらず、変更前の網使用料と変更後の網使用料(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第11条第9項、第12条及び第13条に係る部分については、第75条(接続料金等の遡及適用)の規定により平成19年4月1日に遡及して適用される他の網使用料の算定に用いられた率と同率を適用したものとします。以下次項において同じとします。)との差額に、適用開始日から平成20年3月31日までの期間におけるその機能に係る需要の実績値を乗じて得た額を協定事業者と精算するものとします。

(番号案内サービス接続機能等の精算に関する特例措置)

4 前項の規定により、番号案内先への通信実現機能に係る網使用料を変更したときは、平成19年度に適用した番号案内サービス接続機能、手動交換サービス接続機能及び自動コレクトサービス接続機能に係る網使用料を変更するものとし、第74条の規定にかかわらず、変更前の網使用料と変更後の網使用料との差額(以下、この項において「差額」といいます。)について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額=(差額のうちNPS交換機及び中継交換機に係るもの+差額のうちNPS交換機及び中継交換機に係るもの以外のもの×1/2)×平成19年度におけるそれらの機能に係る需要の実績値